

令和 3 事業年度  
前期高齢者特別会計

(添付書類)

事業報告書  
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

令和 3 事業年度  
事業報告書

# 令和3事業年度前期高齢者関係業務 事業報告書

## 1. 前期高齢者関係業務の概要

### (1) 事業内容

高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより、次の業務を行うこと。

- ア 保険者から納付金等を徴収すること。
- イ 保険者に対し交付金を交付すること。
- ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

### (2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	令和3事業年度	令和2事業年度末
職員定数	23名	24名

### (3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
平成20年4月	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく前期高齢者関係業務を開始した。

### (4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）

### (5) 前期高齢者関係業務を行う根拠となる法律

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

### (6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

本特別会計による役員定数はない。

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 令和3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 納付金等の徴収

令和3事業年度における納付金等の予定額は

前期高齢者納付金	3,786,034,367 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	10,000,000 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	353,725 千円
計	3,796,388,092 千円

であって、これに対する納付金等徴収決定額は

前期高齢者納付金	3,788,886,854 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	9,999,969 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	354,415 千円
計	3,799,241,239 千円

であった。

この納付金等徴収決定額に対し収入済額は

前期高齢者納付金	3,493,205,395 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	9,999,969 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	326,719 千円
計	3,503,532,084 千円

であって、差し引き

前期高齢者納付金	295,681,459 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	27,696 千円
計	295,709,155 千円

については、収入未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和3事業年度に繰り越された令和2事業年度の収入未済額は

前期高齢者納付金	283,183,058 千円
前期高齢者納付金(納付猶予等)	97,274 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	29,796 千円
計	283,310,128 千円

については、年度内に全額が収入となった。

(イ) 交付金の交付

令和3事業年度における交付金の予定額は

3,797,026,537 千円

であって、これに対し、交付金の交付決定額は、

3,797,026,536 千円

であった。

この概算交付決定額に対し支出済額は

3,480,607,704 千円

であって、差し引き

316,418,832 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和3事業年度に繰り越された令和2事業年度の支払未済額

302,510,359 千円

については、年度内に全額を支出した。

イ 資金計画の実施の結果

令和3事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

事業費勘定 4,105,211,534 千円

事務費勘定 627,740 千円

計 4,105,839,274 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定 3,817,890,906 千円

事務費勘定 628,208 千円

計 3,818,519,115 千円

であって、差し引き

事業費勘定については 287,320,627 千円

減少し、

事務費勘定については 468 千円

増加した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

区 分	支			出			収 入		
	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
前期高齢者交付金	千円 3,783,121,878	千円 3,783,118,063	千円 △ 3,814	千円 12,201,251	千円 30,933,722	千円 18,732,471	千円 3,772,540,878	千円 3,776,485,727	千円 3,944,849
事務費勘定へ繰入	353,725	354,415	690	前期高齢者 納付金収入			前期高年齢者 特別負担 調整交付金収入	9,999,969	△ 30
借入金利息	1	—	△ 1	前期高年齢者 関係 事務費拠出金収入			借入金	—	△ 310,000,000
前期高齢者納付金 精算返還金	813,761	813,760	△ 0	雑収入		674		930	1,408
予備費	320,922,169	—	△ 320,922,169	前期高年齢者 精算返還金				114,042	△ 0
翌年度への繰越金	—	33,604,666	33,604,666	合計			4,105,211,534	3,817,890,906	△ 287,320,627
合 計	4,105,211,534	3,817,890,906	△ 287,320,627	合計			4,105,211,534	3,817,890,906	△ 287,320,627

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支		出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)	
事 務 取 扱 費	千円 347,326	千円 330,649	△ 16,676	前年度からの繰越金	千円 262,111	千円 272,265	千円 10,154	
職 員 諸 給 与	244,865	240,549	△ 4,315	事業費勘定からの受入	353,725	354,415	690	
管 理 諸 費	102,461	90,099	△ 12,361	そ の 他 の 収 入	11,882	1,400	△ 10,481	
そ の 他 の 支 出	9,174	4,053	△ 5,120	雑 収 入	22	127	105	
翌年度への繰越金	271,240	293,506	22,266					
合 計	627,740	628,208	468	合 計	627,740	628,208	468	

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

名 称	金 額	支出元の 会計区分	貸借対照表に掲記 されている関連科目	損益計算書に掲記 されている関連科目
前期高齢者特別 負担調整交付金	千円 9,999,969	特別会計	現金及び預金	前期高齢者特別負担 調整交付金収入

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

平成30事業年度から令和2事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

納付金等

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収入未済額
納 付 金	30	3,634,906,896	3,633,087,759	3,338,844,521	294,243,238
	元	3,496,898,974	3,494,199,625	3,219,819,694	274,379,931
	2	3,619,702,755	3,622,649,348	3,339,369,016	283,280,332
事務費拠出金	30	386,580	387,253	356,322	30,931
	元	382,705	383,313	353,393	29,920
	2	379,362	380,216	350,420	29,796

各年度の収入未済額は、翌年度に全額収入となった。

交付金

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	交付決定額	支 出 済 額	支払未済額
交 付 金	30	3,650,438,660	3,645,329,029	3,341,551,655	303,777,374
	元	3,508,313,826	3,503,499,041	3,211,540,828	291,958,213
	2	3,630,371,214	3,630,167,362	3,327,657,003	302,510,359

各年度の支払未済額は、翌年度に全額支出した。

イ 資金計画の実施の結果

平成 30 事業年度から令和 2 事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
30	支 出	3,978,357,164	3,675,901,892	△ 302,455,271
	収 入	3,978,357,164	3,675,901,892	△ 302,455,271
元	支 出	3,828,525,043	3,544,268,648	△ 284,256,394
	収 入	3,828,525,043	3,544,268,648	△ 284,256,394
2	支 出	3,940,454,790	3,651,765,736	△ 288,689,053
	収 入	3,940,454,790	3,651,765,736	△ 288,689,053

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
30	支 出	692,146	714,869	22,723
	収 入	692,146	714,869	22,723
元	支 出	665,774	702,537	36,763
	収 入	665,774	702,537	36,763
2	支 出	650,170	647,511	△ 2,658
	収 入	650,170	647,511	△ 2,658

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融資資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収入未済額
前期高齢者特別 負担調整交付金	30	10,000,000	9,999,989	9,999,989	—
	元	10,000,000	9,999,974	9,999,974	—
	2	10,000,000	9,999,970	9,999,970	—

4. 前期高齢者関係業務の一部の委託を受け、又は前期高齢者関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要

該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

前期高齢者関係業務の重要性にかんがみ、今後の医療制度改革の動向等を踏まえつつ、今後においても関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

# 令和3事業年度 決算報告書

1. 令和3事業年度前期高齢者特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

# 1. 令和3事業年度前期高齢者特別会計収入支出決算書

## 1. 事業費勘定

令和3事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 3,801,122,178 千円  
であって

支出決定済額は 3,798,194,712 千円  
であった。

したがって、収入が支出を 2,927,465 千円  
超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 2,927,465 千円  
であって、高齢者の医療の確保に関する法律第146条第1項の規定により、  
2,927,465 千円

を、積立金（別途積立金）として整理することとした。

## 2. 事務費勘定

令和3事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 366,843 千円  
であって

支出決定済額は 339,460 千円  
であった。

したがって、収入が支出を 27,383 千円  
超過した。

なお、この超過金額については、収入予算として高齢者の医療の確保に関する法律第144条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する経費に充てることとした。

## 3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

# 令和3事業年度前期高齢者特別会計 事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 前期高齢者納付金収入	千円 3,796,388,092	千円 3,799,241,239	千円 2,853,147	
(項) 前期高齢者納付金収入	3,786,034,367	3,788,886,854	2,852,487	
(項) 前期高齢者特別負担金収入	10,000,000	9,999,969	△ 30	
(項) 前期高齢者関係収入	353,725	354,415	690	
(款) 受 入 金	1,765,968	1,765,967	△ 0	
(項) 受 入 金	1,765,968	1,765,967	△ 0	
(款) 借 入 金	310,000,000	—	△ 310,000,000	
(項) 借 入 金	310,000,000	—	△ 310,000,000	
(款) 雑 収 入	114,298	114,971	673	
(項) 雑 収 入	256	930	674	
(項) 前期高齢者交付金精算返還金	114,042	114,041	△ 0	
合 計	4,108,268,358	3,801,122,178	△ 307,146,179	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 前期高齢者交付金	千円 3,797,026,537	—	—	—	千円 3,797,026,537	千円 3,797,026,536	—	千円 0	
(項) 前期高齢者交付金	3,797,026,537	—	—	—	3,797,026,537	3,797,026,536	—	0	
(款) 事務費勘定へ繰入	353,725	—	691	—	354,416	354,415	—	0	
(項) 事務費勘定へ繰入	353,725	—	691	—	354,416	354,415	—	0	
(款) 借入金償還金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 借入金利息	1	—	—	—	1	—	—	1	
(款) 諸 支 出 金	813,761	—	—	—	813,761	813,760	—	0	
(項) 前期高齢者納付金精算返還金	813,761	—	—	—	813,761	813,760	—	0	
(款) 予 備 費	310,074,334	—	△ 691	—	310,073,643	—	—	310,073,643	予備費使用理由は、別紙のとおり
(項) 予 備 費	310,074,334	—	△ 691	—	310,073,643	—	—	310,073,643	
合 計	4,108,268,358	—	—	—	4,108,268,358	3,798,194,712	—	310,073,645	

令和3事業年度前期高齢者特別会計  
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 事業費勘定からの受入	千円 353,725	千円 354,415	千円 690	
(項) 事業費勘定からの受入	353,725	354,415	690	
(款) 受 入 金	12,301	12,300	△ 0	
(項) 受 入 金	12,301	12,300	△ 0	
(款) 雑 収 入	22	127	105	
(項) 雑 収 入	22	127	105	
合 計	366,048	366,843	795	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 事務取扱費	千円 354,834	—	—	—	千円 354,834	千円 339,460	—	千円 15,373	
(項) 職員諸給与	244,828	—	—	—	244,828	241,007	—	3,820	
(項) 退職給付引当預金への繰入	8,904	—	—	—	8,904	8,901	—	2	
(項) 管理諸費	101,102	—	—	—	101,102	89,551	—	11,550	
(款) 予備費	11,214	—	—	—	11,214	—	—	11,214	
(項) 予備費	11,214	—	—	—	11,214	—	—	11,214	
合 計	366,048	—	—	—	366,048	339,460	—	26,587	

(別紙)

## 事業費勘定予算予備費使用理由書

事業費勘定予算予備費について、社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成 20 年厚生労働省令第 16 号）の規定により行った予備費使用理由は、次のとおりである。

令和 3 年度の前期高齢者関係事務費拋出金について、保険者の新設による前期高齢者関係業務事務費の増収に伴う事務費勘定へ繰入に不足が生じること及び前期高齢者納付金精算返還金について、予算額を超えることから、予備費の使用を行ったものである。

## 2. 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度 関係業務に係る財務及び会計に関する省令 (平成20年厚生労働省令第16号)第14条 第2項の規定による予算総則に規定した事項 に係る予算の実施結果

令和3事業年度前期高齢者特別会計予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第4条の規定による借入金の限度額は310,000,000千円であって、これに対する借入額(本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第147条第3項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額)はなかった。